

全日本マンドリン合奏コンクール実施規定

第1版 平成23年8月13日

発行

(総則)

第1条

本コンクールは「全日本マンドリン合奏コンクール」と称し、創設以来の通算回数を冠する。

第2条

全日本マンドリン合奏コンクール（以下「コンクール」という。）は、広く日本全国からの参加を募り、マンドリン音楽の更なる普及発展と、参加団体相互の交流・親睦を図ることを目的とする。

第3条

本コンクールはNPO法人 ARTE MANDOLINISTICA が主催し、事務局をNPO法人 ARTE MANDOLINISTICA 内に組織される実行委員会本部（以下「主催者本部」という。）に置く。

第4条

本コンクールの出場団体を決定するため、予備審査を行う。

第5条

本コンクールは2012年8月を第1回とし、以降隔年で8月に東京都内で実施する。

第6条

主催者本部は開催前年12月末までに、次回の本コンクールについて実施場所・課題曲など必要事項を決定する。

(実施部門および出場資格)

第7条

実施部門は学生団体部門、及び一般団体部門の2部門で行う。

第8条

各部門の参加人員は次の通りとする

〈1〉 学生団体部門 . . . 20名以上 60名以内

〈2〉 一般団体部門 . . . 20名以上 80名以内

ただし、指揮者はこの人員に含まれない。

第9条

各部門の参加資格は次の通りとする。いずれも日本の団体とし、海外からの参加は認めないものとする。

〈1〉 学生団体部門

中学校・高等学校・大学の学内に所属するマンドリン合奏団体で、構成メンバーは同一校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の中高一貫校の場合、中高生混合での参加を認める。

大学生の場合、当該学生団体に在籍するものとし、大学院生の参加は認めない。

〈2〉 一般団体部門

〈1〉に含まれない団体全てとし、団体構成メンバーは当該団体の団員とする。

第 10 条

参加団員は以下の各事項を遵守すること。

- 〈1〉 提出された登録名簿の団員以外の出場は認めない。
- 〈2〉 奏者は全部門、全パートを通じ、二つ以上の団体で重複して出場することは認めない（予備審査・コンクール共）。また、指揮者も同様とする。
- 〈3〉 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし楽器の持ちかえは認める。
- 〈4〉 加盟団体の団員以外（エキストラ等）の出場は認めない。
- 〈5〉 職業演奏家（音楽において生計を立てる、もしくはそれと同等の能力を有する演奏者を指し、主催者本部による判断に基づくものとする。）と認められるメンバーの参加は認めない。

第 11 条

指揮者の資格については一切制限しないが、課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第 12 条

登録名簿提出後、諸事情などによる奏者変更並びに指揮者変更、予備審査録音時よりコンクールでの演奏メンバーが少なくなる場合については、その旨を団体責任者が主催者宛に文書で連絡をすること。ただし、予備審査録音時よりも出場者が増えることは認めないものとする。

第 13 条

主催者本部は参加団体の資格について疑義があるときはその団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

（申込み手続）

第 14 条

コンクールに出場しようとする団体は、予備審査に参加するために所定の出場申込書に記入の上、次に掲げる書類及び課題曲の録音 CD-R、あるいは MD（以下「録音 CD 等」という。）を添付し、定められた期日までに主催者本部に提出しなければならない。

- 〈1〉 参加団員の登録名簿（主催者本部指定の書式による）
- 〈2〉 著作権者からの編曲の許諾書のコピー（必要な場合）
- 〈3〉 その他、主催者本部が定めた書類

第 15 条

主催者本部は、特別な理由があると認める時は前条に規定する期日を延長することができる。

第 16 条

第 14 条に規定する期日（前条の規定により期日が延長された場合は、延長された期日）を過ぎて提出された申込書は受け付けない。

第 17 条

第 14 条の規定により提出された書類及び録音 CD 等は返却しない。

第 18 条

主催者本部は、書類の郵送中の紛失については、その責任を負わない。

(参加料)

第 19 条

参加団体は、予備審査料として一団体につき 10,000 円を定められた期日までに納入し、本選出場の場合、参加料として、〈1〉学生団体部門 10,000 円、〈2〉一般団体部門 20,000 円を納入するものとする。また振込手数料は、参加団体負担とする。

第 20 条

参加料は、いかなる理由があっても返還しない。

第 21 条

第 19 条に違反する場合、コンクールの参加承認を取り消す場合がある。

(課題曲・自由曲および演奏時間)

第 22 条

出場団体は課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

第 23 条

課題曲はその開催年ごとに主催者本部にて指定された曲とする。

第 24 条

課題曲はスコアに指定された編成とする。ただし、マンドローネとコントラバスの併用は認める。

第 25 条

自由曲における管楽器、打楽器、ピアノ、ハープの使用は認める。その他、特別な楽器の使用については、主催者本部の見解に基づく。

第 26 条

自由曲の曲数は 1 曲とする。ただし、組曲などを抜粋して演奏する場合はこの限りでない。また、制限時間内に終了させるための楽曲の一部省略は可能とするが、事前に省略箇所を主催者本部宛に文書で連絡をすること。

第 27 条

著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受け、その許諾書のコピーを参加申込書とともに提出すること。この許諾を受けない自由曲の演奏は認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ 50 年を経えていない大半の作品には著作権が存在する。

2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

第 28 条

演奏時間は課題曲と自由曲を合わせて 15 分以内とする。演奏時間は課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間とする。

第 29 条

演奏時間が前条に定める時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第 30 条

会場備え付けの楽器の使用は、使用料、調律料を使用団体が負担すること。また、使用する団体は、事前に主催者本部宛に文書で連絡をすること。

第 31 条

出演順序はコンクール本選より前に主催者本部で決定する。ただし、特殊事情がある団体は、事前に主催者本部宛に文書で連絡をすること。

(審査)

第 32 条

審査は全日本マンドリン合奏コンクール審査内規による。

(その他)

第 33 条

本コンクール実施にあたって主催者本部が必要と認めた場合、共催または後援団体を持つことができる。また、主催者本部は副賞の贈与を受けることができる。

第 34 条

この規定は主催者本部により改定されることがある。なお改定が生じた場合は、主催者ホームページにて速やかに通知しなければならない。

第 35 条

本規定は平成 23 年 8 月 13 日より実施する。

以 上

全日本マンドリン合奏コンクール審査内規

第1版 平成23年8月13日 発行

第1条

この内規は全日本マンドリン合奏コンクール実施規定第32条の規定に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条(審査員の選定)

全日本マンドリン合奏コンクール(以下「コンクール」という。)の審査員は主催者本部で選出し、審査員の数は9名以上12名以下とする。

(予備審査)

第3条

予備審査は規定の課題曲の録音CD等による審査とする。

第4条(予備審査の申込手続)

予備審査の申込手続はコンクール実施規定第14条から第18条までの各条項に定める通りである。

第5条(録音条件、再提出)

録音時の演奏は申込み日の3ヶ月以内に録音されたもので、編集・加工などのないものとする。特に曲中での別録音

の編集を一切認めない。編集・加工などが見受けられる場合、失格とする。録音環境が著しく劣悪な場合や、状態・機器に不備が認められる場合、録音の再提出を求める場合がある。

第6条(予備審査の審査方法)

提出された録音CD等は、演奏者の氏名を公開しない形式で各審査員によって下記の3段階評価(ABC)により評価され、審査結果に基づき討議の上、コンクール出場団体を決定する。予備審査により決定されるコンクール出場団体数は各部門12団体程度とする。

A:演奏が素晴らしいので、コンクールでの演奏を是非聴きたい

B:演奏は平凡であるが、可能性があるので、コンクールでの演奏を聴きたい

C:演奏技術が不足しているので、コンクールの演奏に期待が出来ない

第7条(予備審査の結果発表)

予備審査結果の発表は主催者ホームページにて行う。発表はコンクール出場団体名、および予備審査参加団体数のみとし、各団体への審査員の評価は後日郵送にて出場団体に公開される。

(コンクールにおける公開審査)

第8条

コンクールにおける審査は、コンクール実施会場にて演奏する公開審査とする。

第9条(審査方法)

コンクールの各種要件は、本コンクール実施規則第22条より第31条までの各条項に定める通りである。

第 10 条（コンクールにおける審査員の採点方法）

コンクールにおいて、審査員は課題曲と自由曲をそれぞれ 25 点満点法にて評価し、50 点満点にて得点を算出する。

審査得点は、最上位と最下位の点数を省いた得点の平均点で決定する。また、最低点は課題曲・自由曲共に 15 点とする。

第 11 条（審査結果の決定および賞の判定）

審査結果は審査員全員および主催者本部の討議によって決定され、審査員の総得点による平均点に基づき、金賞・銀賞・銅賞の 3 段階にグループ分けを行い、表彰を行う。表彰は部門ごととし、コンクール出場の全ての団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、本コンクール実施規則第 13 条または第 29 条に抵触する場合を除く。

金賞：45 点以上

銀賞：40 点～45 点未満

銅賞：30 点～40 点未満

第 12 条（審査結果の発表）

審査結果はコンクール当日に主催者本部より公表されるものとする。ただし、審査員による最終的な得点は公表せず、審査内規第 11 条に基づく各審査員のグループ分け結果のみ公表する。また全審査員による講評を後日各団体に郵送する。

第 13 条（審査員の採点除外）

審査員は、出場団体のうち指導団体と主催者本部より認められる場合、審査することができない（予備審査・本選共）。

第 14 条

本内規は主催者本部により改定されることがある。なお改定が生じた場合は、主催者ホームページにて速やかに通知しなければならない。

第 15 条

本内規は平成 23 年 8 月 13 日より実施する。

以 上